

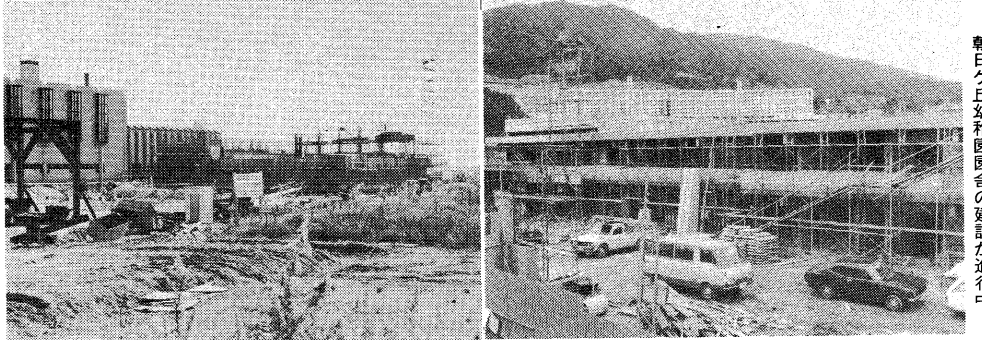
人口総数	75,800	世帯数	22,265
男	36,306	面積	16.07km ²
女	39,494		

芦屋市民憲章

わたしたち芦屋市民は

- 文化の高い教養豊かなまちをきずきましよう
- 自然の風物を楽しみ、まちを緑と花でつつまじましよう
- 青少年の夢と希望をすこやかに育てましよう
- 健康で明るく幸福なまちをつくりましよう
- 災害や公害のない清潔で安全なまちにましよう

朝日ヶ丘幼稚園舎の建設が進行中



下水処理場内にはポンプ場を建設中

昭和49年の芦屋市政

予算総額176億円でスタート

昭和四十九年は、前年から引き続きエネルギー危機をはじめとする生活不安の中で始まり、こうした多難な諸情勢の中で、一月から三月まで、四十八年度後期の事業を一段歩進めましたが、そのおもなものに、下水処理場の簡易処理開始(一月)、高度地区・準防火地域の指定(二月)などがあります。また、フランク・ロイド・ライト設計の淀川製鋼研修館(旧山田邸)が国の重要文化財に指定(三月)されました。そして四月、「全市公園化された緑ゆたかなまちをもちろむ」を目標に、当初予算総額百七十六億円の昭和四十九年度がスタートしました。

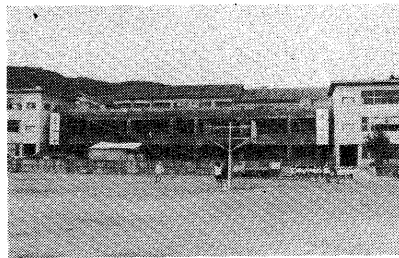
市民福祉の充実を図る

四十九年度は、具体的には四つの柱を立てて市政を進めています。その一つは「健康とくらしを守る市民福祉の充実」で、敬老年金の増額、老人医療対象年齢の引下げ、寝たきり老人介護手当の創設など老人福祉対策をはじめ、身体障害者・精神薄弱者年金など市民福祉

年金の充実を図りました。また国の医療給付対象とならない十七の難病の通院治療費自己負担分を、全額市が補助する制度も決定しました。なお、現市民会館駐車場の建設する「仮称福祉文化センター」は、実施設計がほぼ完了し、来春二月に着工する予定です。いっぽう、市民の健康を守る市立芦屋病院では13チャンネル脳波計など医療機器を購入(四月)、診療体制の充実を図っています。

都市機能と環境の整備

市民の生活環境の維持向上を図る増築工事中の岩園小学校



教育施設の整備と同和对策事業

岩園小・朝日ヶ丘小増築(十月着工)のほか、朝日ヶ丘幼稚園の独立園舎建設にも着手(六月)、また仮称山手第二幼稚園の建設も進んでいます。さらに精道小・宮川小の交通公害対策として校舎に空調設備を設ける工事は、ほぼ設計がまとまり来春着工する予定です。同和对策事業の主要事業である同和地区住宅改良事業につきましても、本年九月に市の組織の一部改正して住宅改良事業部を新設、同事業のいっそうの推進を図っています。

年末、年始の休庁

市役所をはじめ市の機関は、いづれも十二月二十八日(土)の午後から来年一月三日(金)まで休庁します。ただし、次の部署は年末も作業をします。

- 環境衛生課(ごみ収集)は二十九日から三十一日まで作業を行います。
- 環境保全課(機動班)二十九日から三十一日まで作業を行います。
- 衛生総務課(薬剤散布)二十九日から三十一日まで作業を行います。
- 水道部 修繕工事、料金の受付、転出される場合の料金精算は二十六日(木)までです。

交通安全防止運動

十二月十五日から来年一月五日まで、「年末年始交通安全防止運動」が行なわれていきます。年末年始は交通量が減少するほか、忘年会や新年会などでお酒を飲む機会も多く、交通事故が多発する傾向にあります。年末のあわただしさ、年始の気のゆるみから起こる交通事故を防止しましょう。

年末年始を安全に

年末から正月にかけて、子ども「たこあげ」による感電事故があとをたちません。ご父兄のみなさんは、次の点にご注意願います。

- 電線の近くで、たこあげやユークン遊びはやめさせてください。
- 電柱や鉄塔にのぼると感電することがあります。のぼらないようにご注意ください。
- 危険と思われるときは、関西電力西宮営業所(電話西宮〇七九八〇三三三)へご連絡ください。

年直医師

午前九時から午後五時まで待機しています。十二月二十二日(重信医院)内科 西山町四〇四八〇(二九日)安井医院(眼科)八二八八〇(三十日)山下医院(内外科)川西町五二四(三十一日)村田医院(内科)松の内町二七二(一月一日)瓜谷医院(内科)月若町五三三(二日)鈴木医院(内科)西山町二七〇(一日)野村医院(内科)伊勢町五五〇(三日)岡医院(内科)岩園町四〇四(一日)中村医院(内科)精道町四〇六(五日)伊藤病院(外科)大原町四〇四

下水処理場の水質試験結果

下水処理場の水質試験結果は次のとおりで、良好な機械操作により、毎日一定した処理水を放流しています。

採水日	11月11日		11月25日		汚泥による活性処理基準
	候	は	候	は	
天気	曇	晴	曇	曇り	
水温(℃)	14.2	13.5	14.2	13.5	
流入下水	18.8	19.2	17.9	18.0	
処理水	7.3	7.1	7.4	7.2	5.8以上
水素イオン濃度 PH	7.3	7.1	7.4	7.2	8.6以下
生物化学的酸素要求量 BOD (mg/l)	134	3.2	120	3.6	20以下
浮遊物 S. S (mg/l)	112	15	90	16	70以下
大腸菌数(コ/100ml)	10万以上	0	10万以上	0	3,000以下
備考	前日	はれ	前日	はれ	

土地資源の有効な利用を図る 国土利用計画法の概要

六月、「国土利用計画法」が制定されました。同法は、国土を総合的にしかも計画的に利用していくために必要な手段を定めたもので、許可・届出制度を通じて土地所有者の権利を制限する面を持っています。そのあらましを説明しましょう。

この法律は、①国土利用計画を定めて土地の使い方の混乱を防ぎ、正しい土地利用を進めるものとなる土地利用基本計画を定める。②地価の値上りの防止と、正しく望ましい利用を図るための土地の取引を制限する。③遊んでいる土地を公共福祉優先の立場から積極的に活用するための手続を定めています。そしてその特徴は、定められた権限のほとんどが県知事にゆだねられており、知事と地域住民のみならず主として土地の利用対策を進めるといえます。

このため、県知事は市長の意向を十分にみ取るなどして土地利用基本計画を定め、土地利用の基本方向を示すと同時に、土地の売買などの契約をすることができませ

ますが、これは十二月下旬に政令によって実施される予定です。市街化区域内では二平方メートル以上、その他の都市計画区域では五平方メートル以上の土地取引については、その日から売買する人も買入人(賃借する人も同じ)も、土地の売買などの予定価格や利用目的を書いた届出書(用紙は

の計画と比べて望ましくないときなどです。もし、この届出が聞き入れられないときは、県知事は住民の代表者が公表し、批判してもらうこととなります。

県知事は、みずからまたは市長の申出にもつき、三年間以上たつても使われていない土地で、定められた広さ(届出の場合と同じ)以上のもは遊休土地であると認め、同時にこのことを土地の所有者等に通知します。通知を受けた所有者等は、その土地の利用方法を通知して県知事に届け出なければなりません。

この遊休土地についての定めは昭和四十四年一月一日以降に契約した土地のうち、遊休土地であること認められる土地についても、今後二年間に限って、先に述べたと同じに取り扱ってことになっていま

す。

- ▼この法律を適正に運用するため、国と県にそれぞれ国土利用計画審議会が置かれます。また、県には、土地利用の方法に詳しい知識経験を持った委員が構成される土地利用審査会が置かれるほか、土地調査員も置いて、土地取引が正しく行なわれているかどうかの役目を果たし、立入検査や質問などの仕事をこなします。
- ▼許可申請や届出などを守ってもらうために、罰金や懲役の定めも決められています。
- 以上、この法律のあらましをご説明しましたが、この法律は十二月下旬に政令で定められる日から施行されますので、みなさんのご理解と協力をお願いします。なお、この法律についてのお問合せは県土木部土地局(電話神戸〇七五二〇二二二、内線二六八二)へどうぞ。

テレビで防 災害対策番組 自治省消防庁では次の防災対策番組を提供しています。「いざ」というときの参考にしてください。

- 消防(10チャンネル)毎週土曜日午前九時五十分(十時放送)
- 一月の放送予定は、四日と十一日(震災にそなえて)、十八日(火遊びによる火災をそなえて)、二十五日(火災を発生させた)。

芦屋市役所 2121

- (平日 9:00-17:00、土曜 9:00-12:00)
- 市民会館 ①4995
- 公民館 ①4996
- 図書館 ②5978
- 体育館 ①8228
- 市立芦屋病院 ①2156
- ごみ焼却場 ②2155

道路側溝などの応急処理は

一環境保全課機動班

③ 0 1 2 1

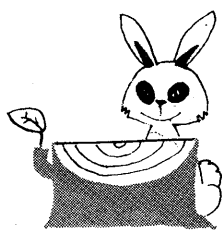
平日 8:30-16:30
土曜 8:30-11:30

市政電話サービス

市政ニュース ①4894
(みなさまへのお知らせです) いつでもおきください

留守番でんわ ①4444

(夜間・日曜・祝日などご利用ください) お急ぎのときはいつでも①2121へ



市役所
ダイヤル
あんない



民主主義行政の原点

同和对策審議会答申は同和对策の指針

最近、同和問題について地方公共団体首長選挙から同和問題化していることが新聞報道されてい

なせ、同和問題がどのように問題化しているのか。市においても、他都市、町村と同様に同和行政に取り組んでい

すが、問題がないとは言えません。 いったい、何が問題になるのでしょうか。第一は、同和問題が、なぜ、行政が施策として実施しているのか、市民のみ

なさんが理解していないためだと思われま

す。第二に、同和問題の基本的なことが、十分に認識していただけないこと

によるものと思われま

す。 今後は、再度原点に立ち返って考えていただくための指針として、内閣総理大臣の諮問機関として設置された「同和对策

審議会」が内閣総理大臣の諮問に対する「答申」を、紹介して問題点を明らかにしたいと思

います。 本号では同和对策審議会の全内容をもうらするとは紙面の関係で不可能な

ことですので、冒頭で申しました「同和問題

の本質」を図式化し、前文と結語との関連、さらに、同和对策の概要等を紹介し

ます。 同和对策審議会設置法の

制定までの背景

それは絵に書いた餅同様と言わざるを得ま

せん。 同和地区の人びとは、歴史は繰り返す

のたぐいではありませんが、戦後、いち早く

同和对策審議会設置法を議員提出

同和問題 本質の認識

同和对策の指針

（敬称略、五十音順、職名は、委員 任命当時のもの） 閣内行政機関の職員としては、総務府総

務副長官、法務、大蔵、文部、厚生、農林

通産、労働、建設、自治の各事務次官が、

それぞれ任命されました。 審議会は、昭和三十六年十二月七日に第

一回総会をもって、会長に木村忠一氏、

副会長に尾形匡氏を互選しました。同時に、

内閣総理大臣から「同和地区に関する社会

的及び経済的諸問題を解決するための基本

的方針について貴審議会の意見を求める

との諮問がなされました。 この諮問を受けた後、審議会は、昭和三十

七年一月から同年八月にかけて、関東、

近畿、中国、九州等の各地区の実情につ

いて視察するとともに、今後の審議会の運営

の方向について協議がなされた。その結果

審議会として先ず第一に明らかにすべきこ

とは、全国の同和地区の実態をより正確に

は握ることであるという点で意見の一致

同和对策審議会の設置と活動

審議会委員の選任

同和对策審議会設置法が制定されますと、

政府は、委員の選任と審議会設置のための

準備をいたしました。特に委員については、同

法の立法の趣旨と同法の審議の過程で論

議の趣旨を尊重して、同和問題について最

も深い学識、経験と熟意をもった人を選

ぶ必要があったためか、慎重な選考を行な

った結果、昭和三十六年十一月一日、次の

委員を任命しました。

磯村英一（東京都立大学教授）

伊藤 昇（朝日新聞論説委員）

石見元秀（姫路市長）

尾形 匡（新生活運動協会評議員、中央

職業安定審議会委員）

北原泰作（部落解放同盟常任中央委員）

木村忠一（全国社会福祉協議会副会長）

高山英華（東京大学教授）

同和对策審議会の設置と活動

審議会委員の選任

同和对策審議会が内閣総理大臣の諮問に

対して答申がなされました。この答申を政

府、地方公共団体などがうけ止めるか

によって、同和行政の姿勢が定まるものと

思

います。 別項で述べましたように、同和对策のあ

り方について、行政の責任者、あるいは、

同和問題についての経験、識見を有する委

員によって、部落差別の現実を視察し、さ

らに精密調査に基づいて、過去から現在ま

での同和对策のあり方を分析し、その不

足を指摘するなかで、同和問題を歴史的、

社会的立場から部落差別の本質を明らかに

しました。そこから、同和問題解決の具体

的方針を打ち出したのです。本市は申す

に及ばずあらゆる地方公共団体は、同和对

策、同和行政のあり方が示された指針と受

答申と行政の姿勢

民主行政への志向

同和对策審議会が内閣総理大臣の諮問に

対して答申がなされました。この答申を政

府、地方公共団体などがうけ止めるか

によって、同和行政の姿勢が定まるものと

思

います。 別項で述べましたように、同和对策のあ

り方について、行政の責任者、あるいは、

同和問題についての経験、識見を有する委

員によって、部落差別の現実を視察し、さ

らに精密調査に基づいて、過去から現在ま

での同和对策のあり方を分析し、その不

足を指摘するなかで、同和問題を歴史的、

社会的立場から部落差別の本質を明らかに

しました。そこから、同和問題解決の具体

的方針を打ち出したのです。本市は申す

に及ばずあらゆる地方公共団体は、同和对

策、同和行政のあり方が示された指針と受

答申の構成

同和对策審議会の答申は、次のようにな

っています。

第一部 同和問題の認識

1 同和問題の本質

2 同和問題の概観

3 同和对策の概観

4 同和对策の概観

5 同和对策の概観

6 同和对策の概観

7 同和对策の概観

8 同和对策の概観

9 同和对策の概観

10 同和对策の概観

11 同和对策の概観

12 同和对策の概観

13 同和对策の概観

14 同和对策の概観

15 同和对策の概観

上文からおもな事項を年表に表わすと次のとおりです

（太平洋戦争中）

昭和21・5・3 日本国憲法施行（世界にまれにみる人権憲法）

「部落解放委員会」設置（30・8「部落解放同盟」と改称）

「部落解放同盟」はあらゆる民主団体と「部落解放同盟」を

展開

政府は、同和对策審議会設置

国会においては、同和問題の解消を図るべく、審議会を設置し

同和問題を抜本的に解消する方針を打ち出すべく、「同和对策

審議会設置法」を議員提案。（自民、社会、民社三党の合意が成

立し、三党が超党派的に提携し共同提案）

政府は、「同和对策審議会設置法」を制定（国および政府は、

事の重大性を認識するに及んだ）

審議会委員選任。

審議会第一回総会。内閣総理大臣から「同和地区に関する社会

的及び経済的諸問題を解決するための基本的方針について」諮

問される。

審議会委員は、関東、近畿、中国、九州などの各地区の実情を視

察するとともに、今後の審議会の運営方法について協議（同和

同和对策審議会設置法の制定までの背景

同和地区の人びとは、歴史は繰り返す

同和地区の人びとは、歴史は繰り返すのたぐいではありませんが、戦後、いち早く

同和对策審議会設置法を議員提出

した。この諮問を受けた後、審議会は、昭和三十

七年一月から同年八月にかけて、関東、

近畿、中国、九州等の各地区の実情につ

いて視察するとともに、今後の審議会の運営

の方向について協議がなされた。その結果

審議会として先ず第一に明らかにすべきこ

とは、全国の同和地区の実態をより正確に

は握ることであるという点で意見の一致

をみ、昭和三十七年五月の第六回総会にお

いて調査部を設置するとともに、構成員

を次のとおり決定しました。

委員長 磯村英一

委員 伊藤 昇

専門委員 大橋 薫（明治学院大学助教授）

同和对策審議会が内閣総理大臣の諮問に

対して答申がなされました。この答申を政

府、地方公共団体などがうけ止めるか

によって、同和行政の姿勢が定まるものと

思

います。 別項で述べましたように、同和对策のあ

り方について、行政の責任者、あるいは、

同和問題についての経験、識見を有する委

員によって、部落差別の現実を視察し、さ

らに精密調査に基づいて、過去から現在ま

での同和对策のあり方を分析し、その不

足を指摘するなかで、同和問題を歴史的、

社会的立場から部落差別の本質を明らかに

しました。そこから、同和問題解決の具体

的方針を打ち出したのです。本市は申す

に及ばずあらゆる地方公共団体は、同和对

策、同和行政のあり方が示された指針と受

けとっています。しかし、各地方自治体に

柳井政雄（全日本同和会会長）

同和対策審議会答申

〔抜粋〕

昭和三十六年十二月七日閣議決定は、本審議会に対して「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本的方針」について諮問された。いまでも同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題である。したがって、審議会はこれを未解決に放置することは断じて許されぬことであり、その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題であるとの認識に立って対策の探究に努力した。その間、審議会は問題の重要性にかんがみ存続期限を二度にわたって延長し、同和地区の実情把握のために全国および特定の地区の実態の調査も行った。その結果は附属報告書のとおりきわめて憂慮すべき状態にあり、関係地区住民の経済状態、生活環境等がすみやかに改善され平等なる日本国民としての生活が確保されることの重要性を改めて認識したのである。

したがって、審議会はきわめて慎重であり、総会を開くこと四十二回、部会百二十一回、小委員会二十一回におよんだ。しかしながら、現在の段階で対策のすべてにわたって具体的に答申することは困難である。しかし、問題の解決は焦眉の急を要するものであり、いたずらに日を重ねることは許されぬ状態にあるので、以下の結論をもってその諮問に答えることとした。

時あたかも政府は社会開発の基本方針を打ち出し、高度経済成長に伴う社会経済の大きな変動がみられようとしている。これと同時に人間尊重の精神が強調されて、政治、行政の面で新しく施策が推進されようとする状態にある。まさに同和問題を解決すべき絶好の機会というべきである。

政府においては、本答申の報告を尊重し、有効適切な施策を実施して、問題を抜本的に解決し、恥ずべき社会悪を払拭して、あるべき差別の長き歴史の終止符が一日もすみやかに実現されるよう万全の処置をとられることを要望し期待するのである。

(結 語)

同和行政の方向

同和問題の根本的解決にあたっては、以上を述べた認識に立脚し、その具体策を強力かつすみやかに実施に移すことが国の責務である。したがって国の政治的課題としての同和対策を政策のなかに明確に位置づけるとともに、同和対策としての行政施策の目標を正しく方向づけることが必要である。そのためには国および地方公共団体が実施する同和問題解決のための諸施策に対し制度的保障が与えられなければならないが、とくに次の各項目についてすみやかに検討を行ない、その実現をはかることが、今後の同和対策の要諦である。

① 現行法規のうち同和対策に直接関連する法律は多数にのぼるが、これら法律に基づいて実施される行政施策は必ずしも多分に一般行政施策として運用され、事実上同和地区に関する対策は枠外におかれている状態である。これを改善し、明確な同和対策の目標の下に関係制度の運用上の配慮と特別の措置を規定する内容を有する「特別措置法」を制定すること。

② 同和対策は、今後の政府の施策の強化により新しい姿勢をもって推進されるべきであるが、このためにはそれに応ずる新たな行政組織を考慮する必要がある。政府の施策の統一性を保持し、より積極的にその進展をはかるため、従前の同和問題関係懇談会をさらに充実するとともに施策の計画の策定およびその円滑な実施などにつき協議する「同和対策推進協議会」の如き組織を国に設置すること。

③ 地方公共団体における各種同和対策の水準の統一をはかり、またその積極的推進を確保するためには、国は、地方公共団体に対し同和対策事業の実施を義務づけるとともに、それに対する国の財政的助成措置を強化すること。この場合、その補助対象を拡大し、補助率を高率にし、補助額の実質的単価を定めることなどについて、他の一般事業補助に比し、実情を配慮した特段の措置を講ずること。

④ 政府による施策の推進に際し、これを補完し、かつ可及的すみやかにその実効を確保するため、政府資金の投下による事業団形式の組織が設立される等の措置を講ずること。

⑤ 同和地区内における各種企業の育成をはかるため、それらに対する特別の融資等の措置について配慮を加えること。

⑥ 同和問題の根本的解決と同和対策の効率的な実施のためには、長期的展望の下に、総合計画を策定し、環境改善、産業、職業、教育などの各面にわたる具体的な年次計画を樹立すること。

同和問題本質の認識

いわゆる同和問題とは、日本社会の歴史的発展の過程において形成された身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の集団が経済的・社会的・文化的に低位の状態におかれ、現代社会においても、なおいちじるしく基本的人権を侵害され、とくに、近代社会の原理として何人にも保障されている市民的権利と自由を完全に保障されていないという、もっとも深刻にして重大な社会問題である。

近代社会における部落差別

心理的差別

〔人々の観念や意識のうちに潜在する差別〕

言語や文字や行為を媒介として顕在化する。

たとえば
言葉や文字で封建的身分の賤称をあらわして侮蔑する差別、非合理的な偏見や嫌悪な感情によって交際を拒み、婚約を破棄するなどの行動にあらわれる差別

〔市民的権利、自由の侵害〕

- 職業選択の自由
- 教育の機会均等を保障される権利
- 居住および移転の自由
- 結婚の自由 など

実態的差別

〔同和地区住民の生活実態に具現されている差別〕

たとえば、
就業・教育の機会均等が実質的に保障されず、政治に参与する権利が選挙などの機会に阻害され一般行政諸施策がその対象から疎外されるなどの差別、劣悪な生活環境、特殊で低位の職業構成、平均値の数倍にのぼる高率の生活保護率、きわだって低い教育文化水準など同和地区の特徴として指摘される諸現象は、すべて差別の具象化であるとする見方である。

〔心理的差別と立体的差別の相関関係〕

心理的差別と実態的差別とは相互に因果関係を保ち相互に作用しあっている。すなわち、心理的差別が原因となって実態的差別をつくり、反面では実態的差別が原因となって心理的差別を助長するという具合である。そして、この相関関係が差別を再生産する悪循環をくりかえすわけである。

すなわち、近代社会における部落差別とは、ひとくちに言えば、市民的権利、自由の侵害にほかならない。市民的権利、自由とは、職業選択の自由、教育の機会均等を保障される権利、居住および移転の自由、結婚の自由などであり、これらの権利と自由が同和地区住民にたいしては完全に保障されていないことが差別なのである。これらの市民的権利と自由のうち、職業選択の自由、すなわち就職の機会均等が完全に保障されていない事が特に重大である。なぜなら、歴史をかえりみても、同和地区住民がその時代における主要産業の生産過程から疎外され、賤業とされる雑業に従事していた事が社会的地位の上昇と解放への道を阻む原因となったのであり、このことは現代社会においても変わらないからである。

〔同和問題を存続させ、部落差別を支えている社会、経済、文化体制〕

わが国の産業経済は「二重構造」といわれる構造的特質をもっている。すなわち、一方には先進国なみの発展した近代的大企業があり、他方には後進国なみの遅れた中小企業や零細経営の農業がある。この二つの領域のあいだには質的な断層があり、頂点の大企業と底辺の零細企業とには大きな格差がある。

なかでも、同和地区の産業経済はその最底辺を形成し、わが国経済の発展からとり残された非近代的部門を形成している。

このような経済構造の特質は、そっくりそのまま社会構造に反映している。すなわち、わが国の社会は、一面では近代的な社会市民の性格をもっているが、他面では、前近代的な身分社会の性格をもっている。今日なお古い伝統的な共同体関係が生き残っており、人々は個人として完全に独立しておらず、伝統や慣習に束縛されて、自由な意志で行動することを妨げられている。また、封建的な身分階層秩序が残存しており、家父長制的な家族関係、家柄や格式が尊重される村落の風習、各種団体の派閥における親分子分の結合など、社会のいたるところに身分の上下と支配服従の関係がみられる。

精神、文化の分野でも昔ながらの迷信、非合理的な偏見、前時代的な意識などが根づく生き残っており、特異の精神風土と民族的性格を形成している。

政府によって実施された

行政施策の総合的評価

明治からの同和対策の具体的な歴史的な経緯を振り返りながら答申を解説しています。

審議会は、これらの施策について、部落差別の実態を解消するための施策であったかという視点で総合的評価を行なったものです。

- ① 明治の末から大正の初め頃の頃までの政府による同和対策は、治安維持と窮民救恤の見地から行なわれた行政施策であって、その基本的性格は慈善的恩恵的なものであったことは否めない。ことに、当初地方改善行政の一環として行なわれた部落改善施策は、同和地区住民の自発的精神と自主的行動を基調とする生活改善運動として推進し発展させる方策がとられず、形式的な指導と奨励による風俗矯正にとどまっていたことがあった。
- ② 大正の中頃全国的に勃興した自主的な改善運動は同和地区住民の自覚のあらわれであったが、政府はそれによって改善施策を積極的に行なうことをせず、限られた僅かな予算で改善事業を慈善的に行なっていたにすぎなかった。
- ③ 政府が同和問題の重要性を認識するに至った契機は、米騒動と水平社運動の勃興であった。また、明治時代から現代に至るまで一貫して、政府の同和対策は多分に切実な要求と深刻な苦悩に根ざす同和地区住民の大衆的な運動に刺激され、それに対応するための育和の手段として行なわれた場合が多かった。
- ④ 従来、政府によって行なわれた同和対策としての具体的な行政施策は、応急的であって、長期の目標に基づく計画的な複雑多岐な側面を持つ同和問題に即応する総合性に欠けていたことは否定できない。このような行政施策の欠点は、いわゆる統制行政の弊害から生ずるだけではなく、同和問題の根本的解決に対する政府の姿勢そのものに問題があったといわなければならない。
- ⑤ 現段階においても、同和対策は一般行政に比し複雑困難な問題として扱われているの感があるが、その正しい位置づけがなされないと差別の特種行政となるおそれがある。したがって政府によって行なわれる国の基本政策の中に同和対策を明確に位置づけ、行政組織のすべての機関が直接間接に同和問題の根本的解決を促進するための機能を発揮するよう態勢を整備し確立することが必要である。
- ⑥ 国と地方公共団体の同和対策が一本の体系に系列化され、政府、都府県、市町村、それぞれの分野に応じた行政施策の配分が行なわれ、国が地方公共団体の財政上の負担を軽減する配分が十分になされるべき組織的な同和対策が確立されていないことも、大きな欠陥として指摘される。そのため、同和対策を積極的に実施すること、ほとんどをそれを実施していないところと、地方公共団体の態度如何によって生ずる格差が大きくなり、全国的にきわめて不均衡な状態である。
- ⑦ 国の予算に計上される同和対策の経費は急増傾向にある。しかしながら、同和問題の根本的解決をはかるために必要な種々の経費としてはきわめて僅少であった。政府が真実に同和問題の根本的解決を意図するならば、なによりもまず、国が同和対策のために投入する国庫支出は、その社会開発的意義と価値を正しく認識し、飛躍的増大をはかることも必要である。
- ⑧ 以上の評価に立つと、同和問題の根本的解決を目標とする行政の方向としては、地区住民の自発的意志に基づく自主的運動と緊密な調和を保ち、地区の特殊性に即応した総合的な計画性をもった諸施策を積極的に実施しなければならない。

同和対策審議会答申を「入用の方は若原市教育委員会同和教育室電話(022)211-1111へご連絡ください。無料で差しあげます。

